

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷六十四第

行發日一月五年三十和昭

論叢

貨幣と利子……………文學博士 高田保馬

支那農業の片影……………法學博士 財部靜治

ソロキンの^{社會的}過程形式論の評價……………文學博士 米田庄太郎

貨幣の本質とその價值……………商學士 中山伊知郎

時論

物價騰貴と消費節約……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

再保險形態の究極的發展……………經濟學士 佐波宣平

中立貨幣と外國爲替相場……………經濟學士 中谷實

ダンピングの理論……………經濟學士 岡倉伯士

說苑

幕末の上海貿易……………經濟學博士 本庄榮治郎

差額地代と限界生産力說……………經濟學士 上村鎮威

附錄

雜報・外國雜誌論題

（禁轉載）

研 究

再保險形態の究極的發展

— 損害超過額再保險の吟味 —

佐 波 宣 平

一、損害超過額再保險の發生まで

再保險形態の發展過程に於て前世紀の二十年代に劃紀的飛躍が遂げられた。それは特別再保險（または任意再保險）の一部が形を變へて一般再保險（または義務再保險）としての姿を現はしたときである。而して、同じく一般再保險に屬するものうちでも、超過額再保險形態先づ起り、比例再保險形態これに次いで發生した。こゝでは、一般再保險形態特に超過額再保險形態から研究を始めて行かう。

マイナルディは、超過額再保險形態よりも比例再保險形態の方が早く發生したと言ふ¹⁾。併し、私はこれには反對である。と言ふのは、今日まで得られる限りの最も古き正しき資料に依れば、一八二一年十二月パリとブラッセルとの間に始めて成立したる一般・義務再保險は超過額形態を採つて現はれてゐるからである。

クウルシ (Concy) は、超過額再保險形態を評して、再保險形態のうちで「最も純粹なる、最も正確なる、最

1) R. Mainardi, Die Rückversicherung, 1925, S. 30.
2) Sterling Offices Ltd., A History of Reinsurance with Sidelights on Insurance, 山崎英雄、再保險協約の發達に關する若干史料、商業經濟論叢、11, 別冊、p. 113, 114.

も道德的なる、最もよくすべての心配を取除いて呉れるもの³⁾と言ふ。同様の讚辭は多數の學者からも與へられて居り、一般に、超過額形態は再保險に於ける技術的極致 (das technische Ideal)⁴⁾とまで言はれてゐる。何故にさうであるか。通説に従つてこれに答ふれば、超過額再保險にては一定危険の元受保險金額が元受保險者の一定保有限度を超過するときその超過額が一般的に再保險されることを特質とする。故に、之によつて、再保險の本質的目的たる危険の平均を達成するに最も有效なる方法の一つたる保險金額の平均が最も合理的に實現され得るからである。例へば、こゝに一千個の建物があり、そのうち九百九十九個は保險金額一千圓、残りの一個は一萬圓であつて、保險料率は一千圓につき一圓とする。しかるとき、保險者の保險料収入は一、〇〇九圓となる。ところで、罹災は保險料率通りに發生して建物一千個のうち一個が全焼したと言ふ場合、若しその罹災が保險金額一千圓の建物について起るならば、保險者は收入保險料で十分填補が出来る。けれども、一萬圓の建物が全焼したとするならば收入保險料では不足する。この好ましからざる結果は如何にして防ぎ得るか。保險金額の平均化に俟つの外はない。かくして、こゝに超過額再保險形態が要請せられる。

だが、問題はこれだけでは決して完全なる解決を告げてはゐない。現實の損害は必ずしも過去の經驗に基くところの保險料率通りに経過するとは限らない。保險料率通りに一千個につき一個でなくして二個の全焼として起る場合もあり得る。しかるときには、たとへ超過額再保險によつて建物全部の保險金額が一千圓に平均せられてゐるとしたところで、保險者は一千圓の保險料収入——再保險料率は元受保險料率に等しいとする——で二千圓を填補しなくてはならず、支拂不能に陥る。かくして、問題は超過額再保險形態の能力範圍外に横はる。

3) De Courcy, Les deux sortes des traités de réassurance, 1885, p. 288.; Mainardi, Rückv., S. 30.

4) F. Herrmannsdorfer, Technik und Bedeutung der Rückversicherung, 1927, S. 71.

では、超過額再保険形態に次いで発生せる比例再保険形態に依つては如何と言ふに、「そこでは何事も達成せられない。危険團體の結合關係は何等の變更も示さない。危険のすべてが一樣にたゞ一定比率だけ小さくなるだけである。」⁵⁾「比例再保険が爲し得るのはすべての危険を單純に細分するだけである。そこではリスクの種類・損害の程度については何等の考慮も拂はれない。金額の割合に危険程度の小なるリスクも、金額の割合に危険程度の大なるリスクと全く同一の仕方では細分せられる。」⁶⁾事實、比例再保険に於ては、危険構成に關する限り、舊態依然である。かくして、マイナルディの如きによつて、比例再保険は不眞正の再保険形態 (eine unechte Form der Rückversicherung)⁷⁾とまでも誹謗される。要するに、單なる比例再保険形態は當面の問題、即ち、保険料率から懸けはなれる損害の經過に對し如何に處するかの問題には何程の解決ももたらしては呉れない。

然らば、如何なる方法によつて保険者はこの不安定から救はれ得るか。こゝに於て、超過額再保険にも比例再保険にも非ざる、否、これまでの發展過程上にある孰れの再保険形態にも非ざる、それらとは全く異なる基礎に立つところの新形態が要請されるのである。⁸⁾損害超過額再保険形態、即ち、これである。成る程これもその名の示す如く、或る超過額を再保険に附するのが特徴的である。だが、これはこれ迄の超過額再保険の如くに、元受保険金額が元受保険者の保有限度を超過するときその超過額を再保す險るのではない。保険金額ではなくして損害額が一定額を超過するときその損害額を再保険するのである。類似の名をもつが兩者は判然と區別して置かねばならない。

- 5) Riebesell, Wie beeinflusst die Rückversicherung das Feuerversicherungsgeschäft? Assek.-Jahrb., Bd., 50, S. 56.
6) Mainardi, Rückv., S. 29. 7) Mainardi, Rückv., S. 28.
8) Riebesell, Wie beeinflusst, S. 50.: G. Cruciger, Rückversicherung von heute, Veröffentlichungen des Deutschen Vereins für Versicherungs-Wissenschaft, II. 38, S. 292, 293.

二、損害超過額再保險の概略

再保險形態は分類標準を異にするに従つて種々各様に區別し得る。いま、再保險金額が元受保險金額によつて定められるか元受保險の損害額によつて定められるかを分類の標準とすれば、金額再保險 (Summenrückversicherung) と損害再保險 (Schadenrückversicherung) との二つとなる。例へば、元受保險金額の何パーセントまたは何圓を再保險すると言ふ場合は前者であり、發生するであらう損害が一定額を超過するときその超過損害を再保險者が填補すると言ふ場合は後者である。かく言へば、前者は日常頻繁に行はれる最も普通の形態であるが、後者はそれ程には一般化してゐない特殊の形態であることが明かであらう。

普通一般の再保險形態即ち金額再保險に於ては、先づ、再保險金額が元受保險金額の何パーセントまたは幾許額として定められ、次に、この再保險金額と損害額との割合によつて再保險者の填補責任額が決定せられる。従つて、再保險者填補額と損害額との關係は謂はゞ間接的である。ところが、損害再保險に於ては再保險者の填補責任額は元受保險金額とは一應無關係に——勿論、超過保險等の場合には元受保險金額が問題に入つて來るが——たゞ損害額のみによつて直接的に定められる。こゝでは、元受保險者は一定額の損害まではすべて自己に於て負擔し、損害がこの一定額を超過するに至つて始めてその損害超過額を再保險者が填補する。かくして、損害再保險は原則として損害超過額再保險 (Schadenexzedentenrückversicherung) である。

かやうに、損害超過額再保險は一定額を超過する損害に對する再保險である。これをば一定額を超過する元受保險金額に對す

る再保険即ちききに述べたる普通の超過額再保険と混同してはならぬ。普通の超過額再保険は、金額再保険の一形態——従つてこれは正確には金額超過額再保険 (Summenexzedentenrückversicherung) と謂はれる——であつて、こゝに於て問題とする損害再保険には屬しない。併し、往々、「人々は〔例へばヤーンの如きは〕損害超過額再保険を普通の超過額再保険の一種と看做してゐる。が、両者は次の點に於て截然と區別しなくてはならぬ。普通の超過額再保険にあつては發生せる損害のすべてに對して〔その大小を問はず〕元受保険者と再保険者とが必ず分擔して填補に當る。ところが、損害超過額再保険に於ては損害が、一定額を越えざる場合はすべて元受保険者のみが單獨に填補の責に任じ、一定額を超過せる場合に始めて再保険者がその超過額につき填補に當る。」¹⁰⁾

なほ、可成り多數の學者、例へばヘルマンズドルファ、ヤーン、ウァグナーの如きは、損害超過額再保険をば第二次危險に對する再保険 (Rückversicherung auf zweites Risiko) と命名してゐる。上述の如く、損害超過額再保険に於ては一定額までの損害は再保険者と關係なく元受保険者が單獨にこれを負擔する。それ以上の損害が發生して始めて再保険者の填補が問題となる。ところで、損害超過額再保険を第二次危險に對する再保険と考へるのは、一定額以下の損害に對する元受保険者の負擔を第一次危險と考へ、それ以上の損害に對する再保険者の負擔を第二次危險と比喩的に考へるのである。だが、この考へ方は著しく概念の混亂を招く。と言ふのは、普通に呼稱せられる第一次危險に對する保険 (Versicherung auf erstes Risiko) と損害超過額再保険とが併行的な形態であるかの如くに人々の考へを導くからである。普通の第一次危險に對する保険は、周知の如く、被保険利益の價額には何等の考慮も拂はず——一部保険の場合にも保険金額と保険價額との割合に依ることなく——保険金額までは専ら損害額を保険者の填補責任額とする契約形態である。だから、かやうな第一次危險に對する保険と損害超過額再保険とは何等の關係もあり得ないのである。類似の言葉の使用から來る概念の混同は努めてこれを避けなくてはならぬ。¹¹⁾

損害超過額再保険に分れて大損害超過額再保険 (Katastrophenexzedentenrückversicherung) と年損害超過額再保険 (Gesellschaftsrisikos- oder Jahreschadenexzedentenrückversicherung) となる。前者に於ては一回の損害事故によつ

9) W. Jahn, Studien über Rückversicherung, Z. f. g. VW., Bd. 12. S. 571.
10) Herrmannsdorfer, Technik., S. 20.
11) Herrmannsdorfer, Technik., S. 19
12) Jahn, Studien., S. 571.
13) H. Wagner, Grundzüge der Rückversicherungstechnik, 1933, S. 17.
14) P. Thorin, La réassurance contre l'incendie, 1929, p. 36, note (2)

て發生する損害額が問題となるに反して、後者に於ては一營業年度内に發生するすべての損害の總額が問題となる。元受保險者は、爾餘の諸物件の損害經過は極めて順調なるに拘らず、たゞ一回の事故によつて惹起される大損害のために、豫備計算 (Vorausrechnung) が根こそぎ覆される場合がある。かゝる正常損害よりの偏倚から保險者を護るのが大損害超過額再保險の職能である。しかるに、年損害超過額再保險にあつては更に徹底してゐる。こゝで、單に一回限りの保險事故から發生する大損害ばかりでなく、獨立せる多數の事故による中小損害も再保險者填補の對象となる。元受保險者を支拂不能に陥らしめるものに單に人目に立つ一回限りの大損害だけ——人々はよくさう考へたがるものであるが¹⁵⁾——とは限らない。一定期間に於ける中小損害の夥しき頻繁によつても起り得る。かくて、一營業年度内に於ける大中小含めての總損害の、正常損害よりの偏倚に對處するのが年損害超過額再保險である。一年間の總損害を對象とするの故にそれはまた總損害超過額再保險 (Gesamtschaden-exzedentenrückversicherung) とも呼ばれる。

(一) 損害超過額再保險の對象とするその損害超過額は、先づ、元受保險者の損害持分額 (Schadensallohnbetrag) の決定によつて定まるものであるが、それは、實際上の多くの場合、たゞ一つの絶對金額の設定によつて決定されてゐる。が、また他方、損害額の大ききにつれて超過額の階段を設けることもある。例へば、ベルクシネントレーサア (Bergstrasser) に依る次表の如き超過額分散階段 (Exzedenten-Verteilungsskala) が、それである。¹⁶⁾

(二) 超過額の設定に關して述べた序に引用したのはエーレンベルクである。彼は著「再保險論」に於て次のやうに説く。「遺憾なことであるが、保險者は時折り年包括保險 (Jahre-pauschalversicherung) の契約に應諾してゐる。これに於ては、一般に、輸出される運送品を附保するのではなくして、たゞ發生する損害のみを考慮し、その損害はそれが總保險金額に達するまではずつ

15) Cruciger, RV von heute, S. 293.

16) Thorin, réassurance, p. 42.: Schloemer 譯、S. 61.

損害超過額分散階段表

損 害 額		超過額
RM	RM	
20,001 —	30,000	100%
30,001 —	50,000	50%
50,001 —	100,000	2/3
100,001 —	200,000	3/4
200,001 —	300,000	4/5
300,001 —	400,000	5/6
400,001 —	600,000	7/8
600,001 —	900,000	9/10
900,001 —	1,500,000	14/15
1,500,001 以上		19/20

と全部支拂ふのである。だが、この種の保険は邪道の保険と言つてよからう。邪道と言ふだけでは首ひ足りない。この種の保険が真正正銘の賭博になるのは誠に容易である。紙一重の距りしかない。即ち、一般には年保金額 (Jahres-Versicherungssumme) については少しも約定せず、たゞ年保険料額 (Jahres-Prämie) のみを約定し、これに對する〔反對〕給付として保險者が當該保險期間中に發生する損害のすべてを填補することを契約するからである。¹⁷⁾

これに依ると、エーレンベルクは、保険金額について少しも約定せずたゞ保険料だけを約定する再保險——彼は再保險形態の一つとして上述の年包括保險を擧げてゐる——を邪道の保險または賭博類似のものと解する。よつて、彼は、如何にも保険金額について約定しない再保險、従つて、こ

ゝに謂ふ損害超過額再保險をば、保險として否認してゐるかの如くである。併し、正しくはさうでない。吟味して行かう。先づこれに對する私の結論的意見を陳べるならば、私はエーレンベルクの主張に全くの賛同を寄せるものである。彼の取りあげた再保險形態に於ては、たゞ保險料額を定めるだけで、他方、填補額の限度に關しては保險金額についても損害額についても約定してゐない。給付限度を定むるのみで反對給付は無限の擴がりをも有してゐる。給付と反對給付との間の價值關係は甚だしく不確定で僥倖性を帯びて來る。従つて、それは賭博に類似して來る。ところで、注意すべきは、エーレンベルクの問題とするこの再保險形態は全部再保險に屬する。それが「當該保險期間中に發生する損害のすべてを填補する」からである。而して、それが特に全部再保險に屬するが故に、かゝる賭博類似の性質を生ぜしめてゐるのである。(とは言へ、私は全部再保險一般を賭博類似と言ふのでは勿論ない。特にエーレンベルクの問題とする場合にのみ限つてさう言ふのである。) 何んとなれば、たとへそれが保險金

17) V. Ehrenberg, Die Rückversicherung, 1885, S. 23.

額について全く約定しない年包括契約であつても、たゞ一つ損害超過額に規定して置けば再保險者の填補限度が自ら定められるからである。要するに、エーレンベルクが賭博類似と難じたのは謂はゞ損害全部再保險であつて損害超過額再保險なのではない。かくして、この問題から吾々が學び得たるは、損害再保險が眞正なる保險たるが爲めには、それが、必ず、發生せる損害の一部——例へば超過額——を填補するものでなくてはならぬと言ふことである。これは、損害超過額再保險の考察に當つて特に注意すべき重要な事項である。

(三)なほ、損害超過額再保險の概説を終へるに當つて觸れて置きたいのは今七十三帝國議會を通過せる農業保險法である。この法律の第二章は農業再保險に關して規定する。先づ、

第七十條 農業保險組合が農業保險ノ引受ヲ爲シタルトキハ之ニ因リテ農業保險組合聯合會ト組合トノ間ニ再保險關係成立スルモノトス

聯合會ト組合トノ間ニ再保險關係成立シタルトキハ之ニ因ツテ政府ト聯合會トノ間ニ再保險關係成立スルモノトス

と規定し、農業保險契約が成立すれば、當然に、農業保險組合と農業保險組合聯合會との間に第一次再保險關係が、そして更に、農業保險組合聯合會と政府との間に第二次または複再保險關係が成立する機構になつてゐる。ところで注目すべきは次の第七十一條第七十二條である。

第七十一條 農業再保險ノ再保險金額ハ農業保險組合聯合會ノ行フ再保險ニ在リテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ元受保險金額ノ一定割合ニ相當スル金額トシ政府ノ行フ再保險ニ在リテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ聯合會ノ總再保險金額中異常災害ニ對應スル金額トス

第七十二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ農業保險組合聯合會ノ農業保險組合ニ對スル支拂再保險金ガ聯合會ノ總再保險金額中ノ一定額ヲ超過シタル場合ニ於テ再保險金ヲ支拂フモノトス

これを見ると、第一次再保險は謂はゆる比例再保險を採るが、第二次の、農業保險組合聯合會と政府との間の再保險は損害超

過額再保険である。たゞ規定が餘りに簡單であつて、これだけでは大損害超過額再保険なるか年損害超過額再保険なるかゞ判然しない。恐らく政府としては年損害超過額再保険形態を意圖せるものと思はれるが。

要するに、今日、我が國では民間の營利保險事業に於ても損害超過額再保險の殆んど行はれてゐないところへ、この新しい再保險形態を、近く行はれんとする農業保險に於て然かも政府を經營主體とする農業再保險に於て、見出すことは正に注目すべきである。

三、損害超過額再保險の吟味

これ迄の敘述に於て私は、損害超過額再保險によればすべてが解決される、從來の再保險形態のいづれもが解き得なかつた困難も損害超過額再保險に依るときは容易に打開され得るかの如く、説いて來た。併し、勿論、これは一應の敘述にとゞまる。損害超過額再保險形態の包藏する特秀點を先づ讀者に理解せしめんが爲めに、斯やうな説明方法を探りたるに過ぎない。従つて、以上の一應の敘述を了へたる吾々としては、當然、次の考察として、この新しい再保險形態への冷靜なる吟味に向はねばならぬ。

上來述べたる以外に損害超過額再保險はもう一つの特秀點をもつ。それは人々の屢々強調するところであつて、この形態に於ける處理が極めて簡便で著しく業務費を節約し得ると言ふことである。即ち、この形態では再保險者への一々の通告は不要である。年四回または一回、保險料並びに損害通知をしきへすればよい。殆んどすべての取引は帳簿の上で行はれる。それは普通の一般再保險に屬するどの形態に於けるよりも簡便である。事實、この損害超過額再保險がドイツでインフラチオン時代に好んで用ひられたのはこの點に基く、とさへ謂はれてゐる。¹⁸⁾

ところで、吟味の第一は、損害超過額再保險が據つて立つ統計數學的基礎についてである。損害超過額再保險

18) Cruciger, RV von heute, S. 293.: Herrmannsdorfer, Technik., S. 75.: Thorin, réassurance., p. 36, 41.

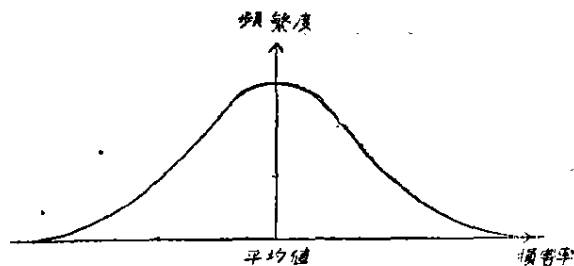
は、先づ、或る保險者につき長年月間に互る統計資料に基いて正常損害 (Normalschaden) の額を決定し、これらの偏倚を超過損害 (Überschaden) と看做し、一般にこれを再保險者填補の對象とするものである。ところで、問題は正常損害の大きさが果して數學的統計的に正しく決定され得るや否やである。既に正常損害並びに偏倚が問題となる以上、數學上の謂はゆる誤差法則に俟たねばならない。而して、誤差法則は一定の前提條件の下にのみ成立し得る。保險に於てはこの前提條件は、一、危険の大數、二、危険相互の獨立、三、保險金額の同一、四、危険金額の大小と損害率との無關係、五、心理的作用の皆無、六、極めて正確なる長期統計の存在、等々として現はれる。然るに、現實にはこの前提の孰れをも十分には果し得ないのが常である。この場合、トーランは「以上の前提條件の若干は實際にはこれを満足することを得ない。従つて、これについては慎重に對處し、所要の、長期に互る正確なる、統計を整備したる後、始めて、この法則が火災危険を完全に支配し得ると言ふべきだらう。この留保の下に、吾々はこの新しき保險形態に贊同を寄せる。」²⁰⁾と言ふ。だが、保險特に財産保險に於ては、上の前提條件の十分なる満足は——事實、再保險そのものが、既に考察したる如く、²¹⁾これら條件の満足のために不可缺な手段として要請せられてゐるのであるが——實際には甚だ困難である。従つて、吾々としてはその統計數學的考へ方それ自體に對しては少しも異論を狭むものではないが、實際に於ける適用と言ふ點になると、この新しき再保險形態の效力に十全なる信頼を置き兼ねる。トーランの言ふ「留保」は實際問題としては永久に課せられたる留保ではないだらうか。

併し、吾々はこゝで統計數學的基礎に全然希望を失ふ必要はない。暫く、火災保險數學者リーベゼルの主張を聽かう。²²⁾

19) Thorin, réassurance., p. 39.

21) 佐波、再保險の經濟的本質、經濟論叢、45, 6.

22) Riebesell, Wie beeinflusst., S. 88 ff.



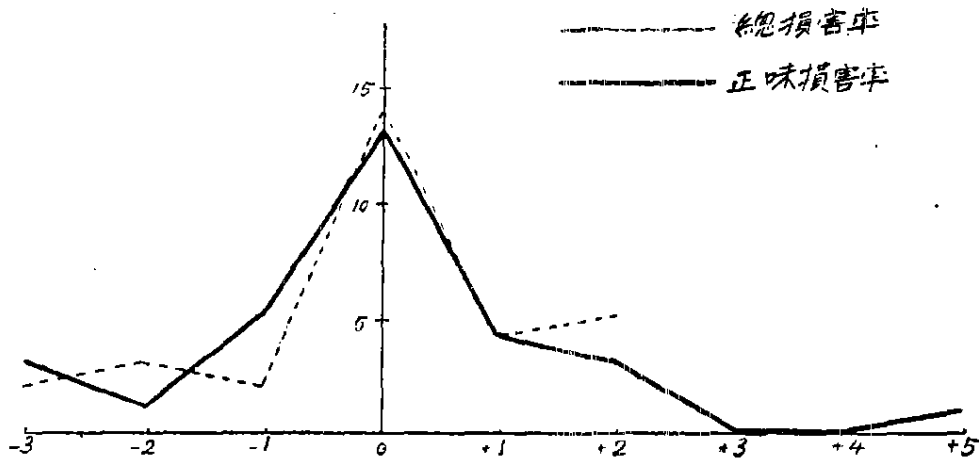
第一圖

正常なる偶然法則は謂はゆるガウスの誤差曲線として現はれる。これは正常の保險會社 (normale Versicherungsgesellschaft) に於てはそのまゝ當筈まる。いま、年平均損害からの偏差を惹起す作用が完全なる偶然に左右されるとするならば、第一圖が獲られる。こゝでは、各年の損害率(損害填補額・對・保險金額の千分の比)が計算されその頻繁度を表してゐる。

併し乍ら、火災保險の場合には、遺憾乍ら、第一圖の如き典型的曲線は獲られない。損害率の不規則性に因つて、分布曲線は左右對稱を破り或ひは左に或ひは右に自由に偏倚する。これに對し、ブウラウ (C. Burr) は、再保險こそこの不規則な分布曲線をしてガウスの誤差曲線に一致せしめ得るのであると主張する。だが、現實には今日までこれは殆んど全く達成せられてゐない。次の統計表は、ドイツの火災保險株式會社の資料を一八八六年から一九一六年までのエーレンツアイク保險年鑑によつて作

成したものである。いま、これより、總損害率・正味損害率の平均値を夫々一・一〇、〇・六一と算出し、中央軸〇には平均値からの偏差の $\pm 10\%$ の損害率をもつ年數を、 ± 1 には平均値からの偏差の $\pm 15\%$ の損害率をもつ年數を、 ± 2 には $\pm 20\%$ の損害率をもつ年數をとる。

	總損害率	正味損害率
1886	1.14	0.65
87	1.12	0.62
88	1.11	0.62
89	1.09	0.61
90	1.12	0.63
91	1.12	0.63
92	1.29	0.58
93	0.63	0.76
94	1.16	0.66
95	1.32	0.74
96	1.12	0.62
97	1.14	0.63
98	1.26	0.66
1900	1.37	0.74
01	1.30	0.70
02	0.59	0.59
03	1.14	0.61
04	1.18	0.63
05	1.03	0.56
06	0.92	0.93
07	1.25	0.53
08	1.08	0.58
09	1.00	0.53
10	0.93	0.51
11	1.35	0.64
12	1.13	0.56
13	1.15	0.57
14	1.07	0.22
15	1.06	0.45
16	0.86	0.40



第二圖

「1」等については負の偏差が同様にとられる。かくして第二圖が出来る。これを見れば、再保險が如何に拙劣に働いてゐるか判る。本來達成せらるべき反對の結果が出てゐる。即ち、正味損害率の擴りが少しも小さくはならず却つて總損害率よりも大きくなつてゐる。ところで、これを救はんが爲めには、從來とは全く異なる形態の再保險に俟たなければならぬ。即ち、過去多數年の經驗から元受保險者は損害率の分布曲線を求め置き、次にはオリジナル曲線に近い正常分布曲線を作る。さて、當該年度の損害がその確率偏差以上に出るとき、これを超過損害と看做し再保險に附すると言ふ方法がとられなければならぬ。

リーベゼルは斯やうに述べる。注目すべく重要なことは、彼に於ては、超過損害が損害率の大きさ、即ち、確率偏差によつて定まると言ふ點である。これは通常の意味の、従つて、上來取扱ひたる、損害超過額とは全く異なる。例へば、先きに掲げたるベルクシントレーサアに於ても、損害の絶対額によつて超過損害が決定されてゐる。而して、損害絶対額に據ることこそ、その本來であつて、この故に、それは損害超過額、再保險と名付けられるのである。併し乍ら、填補額が常に保險料と關聯をもつ以上、保險者にとつて損害の程度は單なる絶対額では決められ得ない。従つて、通常の損害超過額再保險の如き方法は、實際適用上の簡便さを別とすれば、甚だ非合理的である。この點、リーベゼルの方法は極めて科學的と言つてよい。吾々も、リーベゼルの方法をとる限りに於て、始めて、超過損害に對する再保險の統計數學的基礎に信頼を置き得る。だ

が、この際考慮すべきは、これがためには極めて長期に亘る正確なる統計資料を必要とし、且つ、實踐に於てこの方法がなほ多大に手数の煩瑣を要求すると言ふ點である。

吟味の第二は、再保險者側の事情についてである。私は、こゝでのこれ迄の考察をすべて元受保險者の立場から爲して來た。これも説明の都合上敢へてかゝる方法を探つたのである。併し、私が從來度々主張する如く、たとえ元受保險者のみの立場に立つ解釋では再保險の考察は一方向的であり片手落である、正確を期し得ない。契約當事者の他の側即ち再保險者の立場も併せ見なくてはならぬ。然らば、再保險者の側に立てば如何と言ふに、事態は可成り異つて來ざるを得ない。

(a)、普通の金額超過額再保險に於ては元受保險者は元受保險契約の締結と同時にその超過額を再保險する。従つて、再保險者はその物件に對する元受保險者の業務處理について監督するの餘地が幾らか残されてゐると言へる。(これも事實上は疑問であるが。)ところが、損害超過額再保險に於ては、再保險者への通告は損害發生以後または一營業年度終了以後である。かくて、再保險者は當該具體的危險に對して豫め知識をもつことは全く出來ない。全然元受保險者まかせである。Thorinの言葉を籍りて言へば、再保險者は全くプラトンの (Platonisch) 元受保險者に頼らざるを得ないのである。²³⁾これは再保險者にとつては堪へ難き不安の種となる。人或ひは、この缺陷を補ふには、元受保險者の業務處理についてすべての必要な閱覽の權利を再保險者に賦與すればよい、と言ふ。²⁴⁾が、併し、例へば年損害超過額再保險の如く極めて多數に亘る危險に對して、この閱覽權はどれ程の効果をもち得るだらうか。否定的に答へざるを得ない。かくして、この新しき再保險形態は、單にそれだけにとゞまる限り、

23) Thorin, réassurance., p. 36. : Cruciger, RV von heute, S. 293.
24) Thorin, réassurance., p. 36.

再保險者には著しく不利に働く。従つて、再保險者としては元受保險者を信頼し得る何等かの據點が與へられてあらねばならぬ。こゝに、この損害超過額再保險形態自體的發展が生じて來るのである。

(b)、なほこの他に再保險者側に立つとき問題になり得るのは、損害超過額再保險に於て損害超過額——若くは正常損害額——の決定が主として元受保險者側の事情に基き再保險者の事情には殆んど無關係なることである。尤も、普通の金額超過額再保險に於てもこれと同じやうなことが言へないでもない。併し乍ら、これに於ては一々の契約物件についての保險金額の超過額が問題とされる。而して、再保險者としては、その引受危險をして直接に自己の危險團體の構成に参加せしめ得る。蓋し、新しく引受けられたる危險とその時に存在する危險團體の各危險とが同一保險料率算定基礎に立つからである、だが、いまや、損害超過額再保險に於ては事情は全く異なる。再保險者はその引受危險をもつていきなり自己の危險團體に参加せしめ得ない。何故かなれば、それらは同一種類の危險には屬せず、従つてまた保險料率の算定基礎を異にするからである。²⁶⁾ (勿論、この場合でも、異なる種類の危險の間に成立する大數法則の下には立つが。)たゞ、かゝる危險が再保險者に於て極めて多數集成せらるゝならばともかく——これは優良なる國際取引地盤を有する再保險者でも非常なる困難を伴ふ²⁷⁾——さうでない限り、この種の再保險引受は彼にとつて甚だしい冒險を意味する。なほ、この場合、彼としてはこれを更に他へ再保險し自己の負擔を輕減する方法が残されてゐる如くである。が併し、この種の危險を引受ける複再保險者を見出すのは恐らく極めて困難であらう。そこで、彼としては出來るだけその損害超過額の小さからんことを元受保險者に要求する。が、元受保險者としては元來この新しき再保險形態が意味をもつのは正常損害よりの偏倚たる著大の

26) Cruciger, RV von heute, S. 292.

27) 28) Wagner, Grundzüge, S. 19.

損害から自己を救ふと言ふ點である。従つて、損害超過額のより小さき決定はそれ自體彼にとつては無意味である。かくして、こゝに、兩者間の對立が起り、超過額——若しくは正常損害額——の決定は實際問題として解決し難きにまで至る。²⁵⁾尤もかやうな兩當事者間の對立も元を糺せば正常損害額の數學的統計的決定の困難に大に基因してゐるのであるが。

ところが、甚だ間接的・消極的であるが以上の不備または對立を幾分緩和するの道が一つ残されてゐる。それは損害超過額再保險形態に比例再保險形態を結びつける方法である。

一、一般的に言へば、超過額再保險（普通の金額超過額再保險）が元受保險者側の立場から生れたる形態であるに反して、比例再保險は元受保險者側よりも寧ろ再保險者側の要請によつて生れたる形態である。私はさきにリーベゼルやマイナルディを引用して、比例再保險に於ては危険のすべてがたゞ一樣に一定比率だけ小さくなるわけである。そこでは何も爲し遂げられない。それは不真正の再保險である。と、陳べた。併し、これは既に斷つて置いた如く元受保險者の立場に立つてのことである。反對に、再保險者としてはこの形態に依るとき甚だ有利である。——この場合、マイナルディは「比例再保險は元受保險者を搾取する」と言ふが、²⁹⁾この言葉こそ、この形態に於ける再保險者側の有利さの如何に大なるかを示すと言へる。——即ち、再保險者は契約の最初に當つて元受保險者の自社保有割合が十分の高さをもつやうに再保險比率を約定して置きさへすれば、自己にもたらされるすべての危険は元受保險者のよき管理の下にあるとの確信を抱き得る。従つて、彼は事情の必ずしもさうでなき超過額再保險よりも好んでこの形態を選びとり、その使用を元受保險者に強要するわけである。勿論、この要求が實現

29) Mainardi, Rückv., S. 29.

すると否とは一に再保險者の勢力如何に懸るところである。一般に、再保險者の勢力が元受保險者のそれよりも大なる場合ほど比例再保險形態の傾向が著しい。³⁰⁾ 比例再保險形態が保險企業集中運動の著しき場合に盛行を見る³¹⁾のはこの理由に基く。それは兎も角、再保險者としては力の及ぶ限り比例再保險形態を實現せんと努める。

超過額再保險が再保險者にとつて不利益な形態と言ふのは、結局、その超過額が具體的絶對額によつて定められ、従つて、元受保險者負擔額と再保險者負擔額との間の比率が物件の一々によつて異り全く可動的だからである。人々は、屢々、これを考へ違ひして、この形態に於て元受保險者が好んでパッド・ソスクを超過額として再保險し得るからだ、と言ふ。³²⁾ 併し、これは全く誤つてゐる。損害が統計通りに起る限り、また、保險料率さへ危険の程度に應じて決定されてある限り、當該物件の危険程度の大小は全くどうでもいふことである。従つて、元受保險者としても特にパッド・ソスクを超過額として再保險の對象に擇ぶ理由はあり得ない。³³⁾

かやうに、超過額再保險形態は元受保險者に有利に働き、反對に、比例再保險形態は再保險者に有利に作用する。而して、兩當事者のうちの勢力のより大なるものが自己に有利な形態を他方に強制するのである。これが一般の關係である。然らば、この對立はこのまゝであつて絶對に他に緩和の道はないかと言ふと、さうではない。表現を換へて言へば、超過額再保險形態と比例再保險形態との二者いづれかのほかに他に適當な形態はあり得ないかと言ふに、決して無いわけではない。その中間形態または混合形態としての比例超過額再保險 (Quotenexzess-*denenrückversicherung*) が存する。而して、それは、中間形態であるわけそれわけ、さきに述べた對立の緩和に役立ち得る。

右の考察は、當初に斷つて置いたやうに、普通の金額再保險に關してである、が、今やこれと全く同様のこと

30) Wagner, Grundzüge., S. 22.

31) Herrmannsdorfer, Technik., S. 69.

32) Wagner, Grundzüge., S. 22.; Herrmannsdorfer, Technik., S. 375.

33) Riebesell, Wie beeinflusst., S. 87.

は當面の損害再保險についても言ひ得られる。即ち、ここで中間的形態として働くのは比例・損害超過額再保險 (Quoten-Schadenexzedentenrückversicherung) である。比例再保險を加味したる損害超過額再保險である。説明の重複を避けるために、ここでは、たゞこの形態の算例を示し説明に代³⁴⁾ける。

總保險金額.....200,000,000RM

30%の比例再保險が協定せられる。而して、元受保險者は再保險に附せられざる保險金額の80%を負擔する責に任ずる。

總損害額.....2,000,000RM

比例填補原則に基き再保險者は、先づ、 $2,000,000RM \times 30/100 = 600,000RM$ の填補責任を負ふ。

殘餘の損害額は $2,000,000RM - 600,000RM = 1,400,000RM$ 元受保險者の損害持分は再保險に附せられざる保險金額の80%であるから、 $(200,000,000RM \times 70/100) \times 80/100 = 1,120,000RM$ 再保險者が損害超過額に對して填補すべき額は、 $1,400,000RM - 1,120,000RM = 280,000RM$

要するに、	元受保險者の填補額	1,120,000RM
	再保險者の填補額	880,000RM

四、結 言

この數世紀間、再保險形態は目まぐしく著しい發展を遂げた。併し、猶ほその最も普通の形態たる謂はゆる金額再保險の領域にとゞまる限りは、問題は十分には解決され得なかつた、ところが、それがいまや全く新しい領域にまで突入して謂はゆる損害再保險の形態を採るに至ると、事情は甚だしく變つて來ざるを得ない。そこで

は、何よりも先づ、元受保者に於ける異常損害の填補が目的とせられる。從來の如く、元受保金額の一部を再保險に附すると言ふ間接的な、従つて屢々不十分な方法は用ひられない。正常損害よりの偏倚が直接に再保險者填補の對象となる。かくして、元受保者は自己に對する異常な金融的給付要求から完全に身を護る手段が與へられる。學者例へばリーベゼルはこの再保險契約をクレディット調達契約 (Kreditberaufungsvertrag)³⁵⁾ と言ひ、ヘルマンズドルフアは一種の銀行業務 (eine Art Bankgeschäft)³⁶⁾ と考へてゐるが、これらは、みな、この形態の職能が元受保者を安全に導くことに着目するからである。

再保險形態は遂にかゝる發展にまで到達した。しからば、この形態が最も完全理想的であるかと言ふと決してさうではない。

第一には、それが依據する基礎がなほ十分に確立してゐない。即ち、超過額を決定すべき正常損害額の算定方法がなほ單なる數學的試論の範圍内にとゞまつて實際的適用の域に達してゐない。尤も、これと同様のことは普通一般の金額再保險に於ける元受保者自社保有限度の決定についても言ひ得られる。³⁷⁾ 従つて、單にこゝでの形態即ち損害超過額再保險のみの問題ではない。併し乍ら、再保險形態の究極的發展として、特に、普通の金額再保險に於ける自社保有限度の合理的決定の困難から免れ得る方法として、³⁸⁾ 發生したる限り、この新形態の成立する基礎條件たる正常損害額の決定が特に吟味の對象となり得るわけである。而して、もしそれが正しく統計數學的基礎に立たんとするならば、損害絶対額または損害額の一定割合をば正常損害とはせずして、リーベゼルの研究の如く損害率の確率偏差を問題とする形態を必ず採らねばならぬ。通常の損害超過額再保險であつてはならぬ。

35) Riebesell, Wie beeinflusst., S. 90.

36) Herrmannsdorfer, Technik., S. 74.

37) 佐波、自社保有限度の決定に就て、損害保險研究、2, 4.

38) Thorin. réassurance., p. 41.

第二には、この形態の發生理由が専ら元受保險者側にあるがために、問題が再保險者側から提起された。成る程、元を糺せば、この再保險形態自體の發生は元受保險者の自己擁護にその本源を有する。が、苟もそれが契約當事者間の構成體である以上、餘りに一方的なる場合には必ず反動を惹き起す。かくして、再保險者側からの要請が起り、この結果、單純なる損害超過額再保險形態の代りに比例・損害超過額再保險形態なる中間形態が發生したのである。これによつて、兩當事者間の對立は幾分緩和されたと言へる。併し、現實の事態は常により大なる勢力をもつ者に有利に展開する。この中間形態たる比例・損害超過額再保險も從つて再保險者側が可成り大なる勢力をもつ場合の所産に過ぎず、必ずしもすべての場合にこの中間形態が成立するとは限らない。

しからば、その一般的傾向は如何と見るに、これに就いて、ワグナーは、「年損害超過額再保險はまさしく再保險者の事業を危險に導く虞をもつ。が、それにも拘らず、再保險者側自體がこの再保險形態を近き將來の契約形態と見てゐる。再保險の發展は益々元受保險者側の事業經過 (Geschäftsverlauf) を安定さすべき方向に進みつつある。」と述べてゐる。併し、吾々は、他方に、國際的にまで絶大な勢力をもつミュンヘン再保險會社の如きが漸次に多數の元受保險會社を支配しこれらを自らのコンツェルン傘下に收めて行くのを見るときは、必ずしも直ちにはこのワグナーの如くには考へられないのではなからうかと思ふ。(一三・三・一)